

学校法人駒澤大学 一般事業主行動計画

学校法人駒澤大学は、教職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女がともに仕事と子育て、介護を両立できる雇用環境の整備を行うことで、女性の活躍を促すため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 育児・介護支援制度の見直しを図る

<対策>

平成30年度～

- ・現行の支援制度が有効な制度となっているかを精査し、必要に応じて育児・介護短時間勤務の条件等、制度の改善を検討する。

目標2 育児休業の取得状況について次の水準を目標とする

- ・男性教職員：計画期間内に1人以上、育児休業を取得すること
- ・女性教職員：育児休業取得率100%の維持を目指す

※取得率は計画期間内に出産した労働者での割合(%)

目標3 所定外労働時間削減のための継続措置と取り組みの実施

<対策>

- ・職場全体で、週1回のノー残業デー制度を実施し、「時間内に業務を終了させ、定時に帰宅する。オンとオフをしっかりと分け、体調管理につとめる。」という意識を職場に定着させる。
- ・所定外労働は、管理職の事前指示のもと必要な場合のみ行う旨を再認識できるように、残業の意識改善に向けた啓発活動を実施する。